

6 公民館と（仮称）コミュニティセンターの比較

	公民館	（仮称）コミュニティセンター
設置主体	教育委員会事務局 家庭・地域学びの課	市長部局
設置根拠	長野市立公民館条例 長野市立公民館条例施行規則	（予定）長野市コミュニティセンター条例 長野市コミュニティセンター条例施行規則
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
メリット	・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる ・住民の身近な所で学習機会が得られる	・利用制限の緩和（地域づくりに係わる物品の有償提供が可能（許可制）） ・学習事業に加え、地域づくり活動など、利用の幅がひろがる ・住民の身近な所で学習機会が得られる
デメリット	・営利を目的とした活動の禁止（社会教育法 第23条） ・資格取得を目的にした講座がない	・公民館を利用していた団体（同好会、サークル）の活動時間に影響が生じる可能性がある ・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある